

貸金業法等改正案の概要

制度調査部
堀内勇世

グレーゾーン金利廃止等の法案、国会提出

【要約】

10月31日、貸金業法等改正案が国会に提出された。

この改正案には、グレーゾーン金利の廃止以外にも多くの改正が含まれている。

また施行は、大きく4段階にわかれている。

そこで、施行の段階ごとに改正内容を見ていくことにする。

・ 貸金業法等改正案、国会へ提出

2006年（平成18年）10月31日、**貸金業法等改正案**が第165回臨時国会に提出された。

貸金業法等改正案の正式名称は、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」である（注1）。

（注1）金融庁の以下のURL参照。（執筆段階）

<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>

図表1 最近の検討の経緯

2006年4月21日	金融庁の貸金業制度等に関する懇談会が「懇談会におけるこれまでの議論（座長としての中間整理）」を公表
2006年7月6日	与党が「貸金業制度等の改革に関する基本的考え方」を公表
2006年9月5日	金融庁、自民党金融調査会や法務部会などの合同会議に、いわゆる「金融庁案」を報告。
	金融庁案を巡り、与党内で議論。
2006年10月31日	貸金業法等改正案、国会提出。

（出所）新聞報道等より、大和総研制度調査部作成

図表 2 貸金業法等改正案の概要

公布の日	-
公布から1ヵ月後から、施行	無登録営業や超高金利（109.5%超）の貸付の罰則強化等 ヤミ金融対策の強化
公布から1年以内の政令で定める日から、施行	「貸金業の規制等に関する法律」の名称を「貸金業法」に変更 貸金業協会の自主規制機能強化～貸金業協会を当局の認可を受けて成立する法人とする ～広告の頻度や過剰貸付防止等について自主規制ルールを制定させ、当局が認可。 行為規制の強化～日中の執拗な取立行為等の規制強化 ～貸金業者が、借り手等の自殺により保険金が支払われる保険契約を締結することを禁止 等 業務改善命令の導入など
から1年半以内の政令で定める日から、施行	貸金業の参入条件の厳格化～最低純資産額を2千万円以上に引上げ 貸金業務取扱主任者の資格試験制度の創設 指定信用情報機関制度の創設～貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組みの整備
から2年半以内の政令で定める日から、施行 (公布から概ね3年を目途)	貸金業の参入条件の厳格化～最低純資産額を5千万円以上に引上げ 試験に合格した貸金業務取扱主任者を営業所に設置することを義務付け 行為規制の強化～貸付時、トータル元利負担額などを説明した書面の事前交付を義務付け 総量規制の導入～借り手の返済能力の調査を義務付け さらに、個人が借り手の場合 ・指定信用情報機関の信用情報の使用義務付け ・自社からの借入残高が50万円超となる貸付、又は、総借入残高が100万円超となる貸付の場合には、年収等の資料の取得を義務付け ～返済能力を超えた貸付の禁止（ex．原則、総借入残高が年収の3分の1を超える貸付） 上限金利の引下げ 【グレーゾーン金利の廃止】 ～利息制限法の上限金利を超える金利も一定の場合有効としてきた「みなし弁済」制度を廃止 ～利息制限法の上限金利を超える金利での貸付け禁止（違反は行政処分の対象） ～刑事罰の対象となる高金利を年29.2%から、年20%に引下げ（出資法における改正）
から2年半以内に検討	から2年半以内に、総量規制や金利規制などにつき検討を加え、その検討結果に応じて必要な見直しを行う旨の規定が存在する

(出所) 大和総研制度調査部作成

．貸金業法等改正案の概要

1 ．骨格

貸金業法等改正案における改正事項は、貸金業制度全体に及んでいる。

そして、**施行は、大きく 4 段階に分けられている。**

そこで、施行の時期に着目しつつ、貸金業法等改正案の概要を示したのが、前ページの「図表 2」である。

施行時期と図表 2 の関係は次のようになる。

施行の段階わけ	図表 2 の該当箇所
第一段階	の部分
第二段階	の部分
第三段階	の部分
第四段階	の部分

以下、施行の段階ごとに改正の概要を見ていくことにする。

2 ．第一段階（図表 2 の ）

第一段階は、**公布から 1 ヶ月後から施行**とされている。

この第一段階においては、ヤミ金融対策が強化される。

具体的には、**無登録営業^(注 2)や超高金利（109.5%超）の貸付け^(注 3)の罰則強化**などが行われている。例えば、次の通りである。

	改正前		改正後
無登録営業	5 年以下の懲役 若しくは 1 千万円以下の罰金 又は 併 科	 法定刑 引上げ	10 年以下の懲役 若しくは 3 千万円以下の罰金 又は 併 科
超高金利（109.5%超） の貸付け	5 年以下の懲役 若しくは 1 千万円以下の罰金 又は 併 科	 一定の 場合につ き、 法定刑 引上げ	10 年以下の懲役 若しくは 3 千万円以下の罰金 又は 併 科 業として行う場合につ き強化。

- (注2) 無登録営業とは、簡単にいうと貸金業の登録を受けずに業務を行うことである。
 (注3) 超高金利(109.5%超)の貸付けの罰則は、出資法(正式名は、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」)で規定されている。

3 . 第二段階 (図表 2 の)

第二段階は、**公布から1年以内の政令で定める日から施行**とされている。

この第二段階においては、次のような改正が行われている。

(1)	「貸金業の規制等に関する法律」は現在も略して「貸金業法」と呼ばれることがあるが、 正式に名称を「貸金業法」とする。
(2)	貸金業協会の自主規制機能を強化する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸金業協会に対する規制を強化し、当局(内閣総理大臣)の認可を受けて成立する法人とする。 ・ 広告の頻度や過剰貸付の防止等についての自主ルールを制定させる。その制定の際に、当局(内閣総理大臣)の認可を受けさせる。
(3)	貸金業者に対する 行為規制を強化する (注4)。 (例) ・ 債務者等から弁済等の時期について申し出を受けている場合において、正当な理由なく、日中に電話、訪問等により取立てることを禁止するなど、取立て規制を強化している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸金業者が、借り手等の自殺により保険金が支払われる保険契約を締結することを禁止。
(4)	規制違反に対して機動的に対処するため、登録取消や業務停止に加え、 業務改善命令を導入する など。

(注4) 第四段階においても、貸金業者に対する行為規制を強化していることに注意。

4 . 第三段階 (図表 2 の)

第三段階は、**第二段階の施行から1年半以内の政令で定める日から施行**とされている。

この第三段階においては、次のような改正が行われている。

(1)	貸金業の参入条件の厳格化の一環として、 最低純資産額を2千万円以上に上げる。
(2)	法令遵守のための助言・指導を行う 貸金業務取扱主任者 について、 資格試験を創設 する。
(3)	貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組みとして、 指定信用情報機関制度を整備 する。

これらの改正は、第四段階での改正事項と見比べると、第四段階への準備とも言うことができよう。

5 . 第四段階 (図表 2 の)

第四段階は、**第二段階の施行から 2 年半以内の政令で定める日から施行**とされている。

この第四段階においては、次のような改正が行われている。

(1)	貸金業の参入条件の厳格化の一環として、 最低純資産額を 5 千万円以上に上げる。
(2)	試験に合格した 貸金業務取扱主任者を営業所ごとに配置 することを義務付ける。
(3)	貸金業者に対する 行為規制を強化 する。 (例) ・貸付けに係る契約を締結するまでに、当該契約の内容を説明する書面を当該契約の相手方となろうとする者に交付することを、貸金業者に義務付ける。
(4)	過剰貸付抑制のために、 総量規制を導入 する。 ・借手手の返済能力の調査を貸金業者に義務付ける。 さらに、個人が借手手の場合、指定信用情報機関の信用情報の使用を義務付ける。また、自社からの借入残高が 50 万円超となる貸付、又は、総借入残高が 100 万円超となる貸付の場合には、年収等の資料の取得を義務付ける。 ・返済能力を超えた貸付を禁止する。 (例) 総借入残高が年収の 3 分の 1 を超える貸付は原則禁止
(5)	上限金利の引下げ等により、いわゆるグレーゾーン金利^(注5)を廃止 する。 ~ 利息制限法の上限金利を超える金利も一定の場合有効としてきた「みなし弁済」制度を廃止 ~ 利息制限法の上限金利を超える金利での貸付け禁止 (違反は行政処分の対象) ~ 出資法で刑事罰の対象となる高金利を年 29.2% から、年 20% に引下げる

第二段階の施行から 2 年半以内に、総量規制や金利規制などにつき検討を加え、その検討結果に応じて必要な見直しを行う旨の「**見直し規定**」が存在することに注意が必要である (図表 2 の 、貸金業法等改正案の附則 67 条参照)。この規定に基づいて、施行までに (場合によっては施行後に)、総量規制や金利規制などに変更が加えられる可能性もある。

(注 5) 貸金業者の上限金利は、現在、利息制限法と出資法という二つの法律で、異なる数値を定めている。この両法の上限金利の差にあたる部分が、一般にグレーゾーン金利と呼ばれている。現在、貸金業者が一定の要件をみたした場合に、このグレーゾーン金利での貸付けが可能とされている。しかしながら、いろいろ批判があり、廃止へ向けて検討されてきた。